

次に、障がい者福祉についてお聞きします。

障がい者の意思疎通についてです。

先日、全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の全国役員・都道府県代表者連絡協議会に参加してきました。その際、日本マカトン協会代表の方が講師として来られ、マカトン法セミナーと題して講話がありました。マカトン法とは、言葉やコミュニケーションに困難のある人のためにイギリスで開発された方法で、話し言葉に加え、手指のサインやシンボルを組み合わせて使用します。330の核語彙から個人のニーズに合わせた語彙を選び、生活の中で繰り返し活用することで、言語概念の形成やコミュニケーションの促進を図り、マカトンサインは簡単で覚えやすく、話し言葉よりも獲得が容易です。例えば、家族でサインやシンボルを決めて意思表示をしていますが、家庭を出ると共通したものがないため、自分の意思を伝えることができなくなります。そこで、当事者は、ストレスを抱え、問題行動を起こしてしまうなど、意思表示ができないことで様々な弊害が生まれます。そういった弊害をなくすためにも、共通の意思表示ツールが必要ではないでしょうか。

また、障害者による情報の取得利用、意思疎通に関わる施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するという目的で、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されています。

そこで、お聞きいたします。

現在、国内においては、マカトン法のような共通のシンボルやサインといった共通のツールがありません。

新居浜市内で共通するものがあれば、障害者がもっと社会に出て生活できるため、共生社会の実現になると思います。そのためには、まず市民に対しマカトン法の周知が必要だと思います。マカトン法の周知を含め、新居浜市で先進的に導入できないか、お答えください。

**○議長（小野辰夫）** 答弁を求めます。久枝福祉部長。

**○福祉部長（久枝庄三）**（登壇）障がい者福祉についてお答えいたします。

障がい者の意思疎通についてでございます。

御案内のマカトン法は、絵が描かれたカードやサインなどを使った視覚による支援の手法の一つと理解しております。視覚による支援を利用することによって、文字を読むことや言葉で表現することに困難がある方、今後の見通しを持つことが苦手で、先の予定が分からないことに強い不安を持つ方などにとって理解しやすく、伝えたいことを発信し、相手に伝わるという経験を重ねることで、さらにコミュニケーションの幅を広げることにつながります。学校や療育施設では、それぞれの方の特性や障害の程度に応じて、絵や写真、サインなどいろいろな手法を用いたコミュニケーション支援が行わ

れており、一つの手段にこだわるのではなく、複数の方法を場面に合わせて使い分けることも有効と考えております。

今後におきましては、新居浜市障がい者自立支援協議会の専門部会や理解促進・啓発事業などにおいて、マカトン法などのコミュニケーション支援について紹介し、市民や関係者の理解を求める機会を設けてまいります。

○議長（小野辰夫） 伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 皆さんもそうですが、自分の意思を伝えるということは大切です。意思を伝えることで、健全なコミュニケーションが生まれ、良好な人間関係が構築されます。発語に障害がある方などの意思表示のためにも、共通の言語ツールを導入していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、外見からは分かりにくい障がい者への理解促進についてです。

現在、市内においても、身体障害以外の障害者人口は増え続けています。それに伴い、外見からは分かりにくい障害を持つ方も増えています。そういった方は、自立して活動することが可能で、まちなかを歩いても障害があることは分かりません。しかし、そのような方たちの中には、物事の理解や行動に時間がかかったり、障害者特有の行動が見られたりして、周囲からの偏見を受けることもあります。しかし、そのようなことは、あまり市民に対して周知啓発ができていないのが現状ではないでしょうか。

資料2、3を御覧ください。

これは、宮城県立古川支援学校のPTAが作成し、外見からは分かりにくい障害を持つ子供の理解促進のために街頭で配布しているものです。この学校では、ハートバッチというものを作り、資料2には、外見からは分からない障害者への理解を求めるために、障害からくる様々な行動を説明する内容や、資料3には、我が子に障害があることを周囲の人に理解してもらい、温かく見守ってほしいという願いでバッジを作製したことが書かれています。保護者としては、外見で分からないために理解できていない人から心ない言葉をかけられて傷ついたり、親亡き後にだまされたりしないか、職場での理解は大丈夫なのかなど、様々な不安を抱えています。障害者の自立と共生社会の実現の上でも、これらの情報の周知や啓発は非常に重要です。

また、国が示している障害者計画においても、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲聾、重症心身障害、その他重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮などに関する理解の促進を図ることとされています。

このことから、新居浜市においても、この部分の啓発を進める必要があります。

そこで、お伺いします。

新居浜市の市政だよりやホームペ

ージ、その他学校の配布物や職場に対して、資料にあるような理解を促す内容の周知啓発を行っていただけませんか、お答えください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）

外見からは分かりにくい障がい者への理解促進についてお答えいたします。

本市では、知的障害、精神障害、発達障害や内部障害などの障害により、外見からは分かりにくくても、周囲の配慮が必要となる方に対し、思いやりのある行動をお願いするヘルプマークやヘルプカードの普及に取り組んでいるところでございます。

また、昨年度の障がい理解促進研修・啓発事業では、障害者への合理的配慮についてや精神障害者の方が地域で安心して暮らせるまちづくりについての講演会を実施し、障害への理解を促す周知啓発を行っております。

今後は、今回御紹介をいただきました宮城県立古川支援学校PTAの皆様が取組のような障害からくる様々な行動について、市ホームページにおいて周知啓発を行うほか、障がい理解促進・啓発事業の中で具体的に市民の皆様にお伝えすることができるよう、障害者団体や関係機関と連携し取り組んでまいります。

○議長（小野辰夫） 伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 心配をすることなく、障害者が自分たちで楽しく過ごせる新居浜市になることを期待し、障害者への理解促進、周知啓発を要望して、次の質問に移ります。

次に、障がい者の市政参加についてです。

障害者の共生社会を実現するためには、障害者自らの意見を聞き、市政に反映していくことが重要です。市では、定期的な意見交換会は開催されていますが、市長や議員、部長級の方を交えた意見交換会は行われていないように思います。

そこで、お伺いします。

年に1回でいいので、障害を持つ方と市長、理事者を交えた意見交換会を開催していただけないか、お聞きいたします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）

障がい者の市政参加についてお答えいたします。

本市では、これまで障害のある方からの御意見や御要望は、新居浜市中心身障害者（児）団体連合会の定例会や福祉のつどいなど障害のある方が参加されるイベント等においてお伺いしてまいりました。

また、昨年、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定した際には、障害のある方や関係団体、事業所等へのアンケート調査を実施し、お悩みや困り事などをお伺いいたしました。

障害のある方からの御意見を直接お伺いし、市政に反映する場として、地域の障害福祉に関する関係者

で構成されました新居浜市障がい者自立支援協議会がございますが、市長や議員の皆様、部長級の職員を交えた意見交換会につきましては、関係団体の皆様の御意見も伺いながら、開催の必要性を検討してまいります。

○議長（小野辰夫） 再質問はありませんか。伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 先ほど古川市長から、対話の市政運営という言葉が聞かれましたが、この件を市長はどうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおりではありますが、これからも前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野辰夫） 再質問はありませんか。伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） ありがとうございます。障害者の積極的な市政参加は、誰にも優しいまちづくりの基本になると思います。ぜひ実際に生の声を聞いて、市政に反映していただきたいです。そのために、毎年1回の市長や理事者を交えた意見交換会の実施を要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。